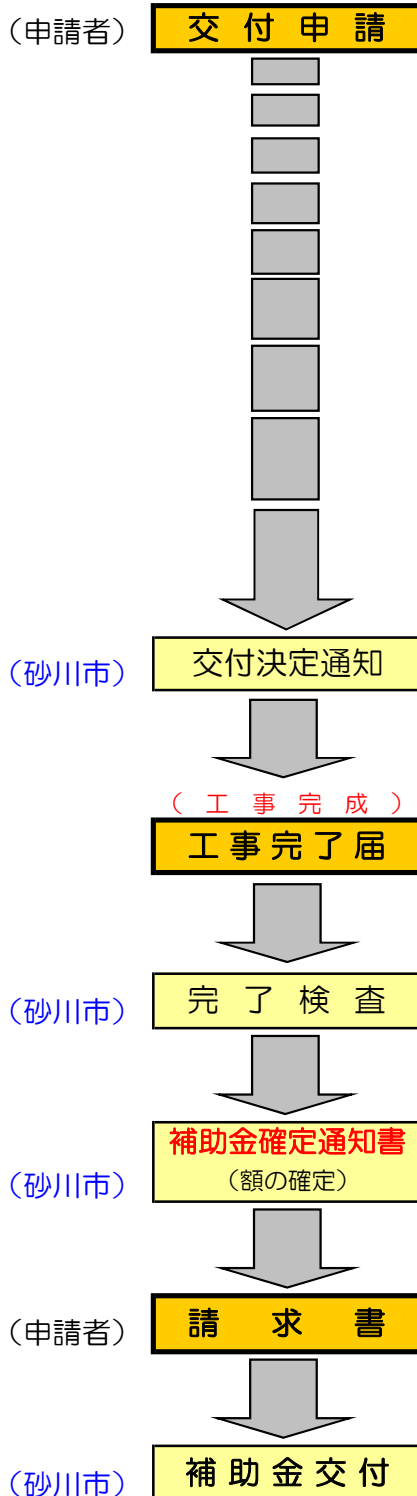


# ～老朽住宅除却費補助金～

## 《手続きの流れ》

工事の着工前に申請が必要です。  
なお、着工予定日の約1週間前



## 《提出書類等》

- 工事見積書（工事箇所、内容及び規模、除却費、運搬費、産廃処理費及び諸経費等を区分したものの～原本）及びその写し。

※ アスベスト事前調査について記載されているもの。

- 工事請負契約書（原本）及びその写し。
- 付近見取図、配置図及び平面図等。
- 除却する住宅の外観写真。（現況2面以上）
- 登記事項証明書（原本）及びその写し又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書、若しくは固定資産・都市計画税課税明細書（原本）及びその写し。
- 相続人であることが確認できるもの。（所有者が死亡している場合）
- 承諾書（相続人が複数の場合又は区分所有者がいる場合）
- 除却工事後の建築計画が確認できるもの。（建替えのために除却する場合）

※ 砂川市が申請者に通知

- 除却工事の状況が確認できる写真（着工前、工事中及び完了後）
- 除却後の敷地全景写真(2面以上)

※ 砂川市の担当職員が現地を確認

※ 砂川市が申請者に通知(郵送等)

- 補助金請求書
- 郵送又は持参

- 申請者の指定金融機関、口座に振込